

鎌倉第2121号

令和6年(2024年)11月29日

鎌倉市議会議長

池田 実 様

鎌倉市長 松 尾



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。



事務担当

総務課総務担当 (内線2243)

議会受付番号	文書質問第 6 号
質問者	長嶋 竜弘 議員
答弁する者	市長 (まちづくり計画部都市計画課)

## 文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項の規定に基づく文書質問第 6 号の質問について、次のとおり答弁いたします。

### 1 質問の内容

11 月 1 日より道路交通法の改正によって、自転車の危険運転に新たな罰則が設けられた。

運転中のながらスマホ（6ヶ月以下の懲役または 10 万円以下の罰金など）、酒気帯び運転・及びほう助（3 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金など）。である。

この事が広報かまくら 11 月号で小さく隅っこに掲載されたが、これだけでは周知させる事は不可能であるので、今後の周知啓発、取り締まりなどを県警と連携してどのように実施するのか伺いたい。

また今後、罰則の範囲が広がる事が予定されているが、そこに向けてどういった事を行っていくつもりなのか伺いたい。

### 2 質問の理由

以前から再三申し上げているが、11 月 1 日から施行されたにもかかわらず、多くの鎌倉市民が理解されるほどの周知がされているとは言い難く、早急に取り組むべき課題であるので。

### 3 答弁を求めるもの

市長

### 4 答弁

改正道路交通法の施行に関する市民への周知啓発につきまして、広報かまくら 11 月号では、紙面の都合上改正の概要のみを掲載することとしましたが、市では、本庁舎のほか、各行政センター、笹田リサイクルセンター、作業センター、福祉・保健施設等に「改正道路交通法周知ポスター」を掲示するとともに、本庁舎、各行政センター、福祉・保健施設には「改正道路交通法周知チラシ」を併せて配架し、市民への周知を図っています。

これらに加えて、今後は関係機関と連携し、自転車利用者が集中する市の駐輪場へのポスターの掲示や市ホームページでの注意喚起、SNS による情報発信、交通安全教育の実施時や大船自転車等保管場所でのチラシの配付等に取り組んでまいります。

なお、取り締まりの実施等については所轄警察署に対応を要請し、今後予定されている罰則範囲拡大については、道路交通法の改正状況に応じて、周知に努めてまいります。